

## 花巻市情報公開審査会・花巻市個人情報保護審査会 会議録

### 1 開催日時

平成30年5月21日（月） 午後2時00分～午後2時40分

### 2 開催場所

生涯学園都市会館3階 第3学習室

### 3 出席者

#### (1) 委員 4名

安部 修司 委員（弁護士）

岩渕 満智子 委員（行政相談員）

高橋 佳代子 委員（花巻地区赤十字奉仕団副委員長）

似内 裕司 委員（花巻機械金属工業団地組合専務理事）

#### (2) 事務局（総合政策部総務課） 5名

市村 律 総合政策部長

伊藤 徳明 総務課長

千葉 孝典 総務課長補佐

安部 慎司 総務課法規文書係長

渡邊 堯史 総務課法規文書係主任

### 4 議題

#### (1) 報告事項

①平成29年度情報公開制度の利用状況について

②平成29年度個人情報保護制度の利用状況について

③その他

### 5 議事録

（伊藤総務課長） ただ今より、花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を開会させていただきます。はじめに安部会長よりご挨拶を頂戴いたしますので、よろしくお願いたします。

（安部会長） 会長を拝命しております、安部と申します。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。こちらの審査会ですが、情報公開条例と個人情報保護条例に基づいて設置されておりますので、私自身も復習を兼ねまして、今日はこの2つの条例の目的を調べてまいりました。今一度条例の目的を述べさせていただきたいと思ます。

まず、情報公開条例においては、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利について定めること等によ

り、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、開かれた市政の推進に寄与することを目的とするとされております。

また、個人情報保護条例においては、市の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とするとされております。

そして、この審査会につきましては、市民の皆さんからの情報公開あるいは個人情報の開示請求があった場合に、実施機関が開示をする、しないの判断をするわけですが、それに対して不服の申立てがあった場合にこの審査会に諮問がなされるという位置づけとなっております。今一度皆様にご確認いただきましたが、この審査会は開かれた市政の推進、それから市民の皆さんの個人の権利利益の保護を図ることを目的として設置されておりますので、委員の皆様にご協力いただきまして運営させていただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(伊藤総務課長) ありがとうございます。続きまして、総合政策部長よりご挨拶を申し上げます。

(市村総合政策部長) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃より市政の推進に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

先ほど会長からお話ございましたけれども、市におきましては、開かれた市政を推進するために「花巻市情報公開条例」によりまして、市民の皆さんの知る権利を尊重しております。一方で個人の権利利益を保護するために「花巻市個人情報保護条例」によりまして、個人情報の適正な取扱いに努めているところでございます。

このあと事務局から詳しく説明いたしますけれども、平成29年度の行政文書の開示請求件数は95件でありまして、前年度より減少したものの、ここ数年は増加傾向にございます。一方の個人情報保護制度の利用状況は、開示請求件数が3件でありまして、ここ数年は横ばいで推移しているという状況でございます。

活力ある地域社会の構築、それから市民福祉の向上を図るためには、市民お一人お一人が市政へ参画していただくことが重要となりますことから、「花巻市まちづくり基本条例」におきましても、「情報の公開」と「個人情報の保護」について明記しているところであります。個人情報の取扱いには十分に留意しながら情報公開を進め、今後も市民の皆さんの満足度を高めていく所存でありますので、委員各位の御指導をさらにお願ひしたいと存じます。

本日は、平成29年度の利用状況の報告が主題となりますけれども、忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと存じますので、よろしく

お願いいたします。

(伊藤総務課長) それでは次第の「3 議事」に入ります。議事の進行につきましては、花巻市情報公開条例第25条第1項及び花巻市個人情報保護条例第46条第1項の規定によりまして会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(安部会長) それではこれより議事に入りたいと思います。まずは議事の「(1) 平成29年度情報公開制度の利用状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局より、資料に沿って説明》

(安部会長) ご説明ありがとうございます。それではまずは「(1) 平成29年度情報公開制度の利用状況について」質疑に入りたいと思いますが、ご質問等ある方はございませんでしょうか。

(安部会長) 今のご説明ですと、昨年度の件数もしくはその内訳等もさほど特徴的な変化が見られなかったということでしょうか。

(千葉総務課長補佐) はい。そのとおりです。

(岩渕委員) 件数についてですが、23年度と28年度の件数が多いようですけれども、何かあったのでしょうか。

(伊藤総務課長) 23年度は入札の制度変更がありまして、確か最低制限価格だったと記憶しておりますが、入札に関する制度変更があったということで、開示請求が多かったと理解しております。28年度の伸び方は内訳では工事設計書が伸びているだけでしかなくて、特段何か制度的に変更があったかという点については記憶がありませんので、どういった要因だったのか定かではなくて申し訳ありません。

(岩渕委員) いえ、ありがとうございます。

(安部会長) 他にご質問等はございますか。

(「ありません」の声あり。)

(安部会長) それでは続きまして、「(2) 個人情報保護制度の利用状況について」事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より、資料に沿って説明》

(安部会長) ご説明ありがとうございます。それでは「(2) 個人情報保護制度の利用状況について」ご質問等ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(安部会長) では私からよろしいでしょうか。先ほど個人情報取扱事務登録状況について、29年度は18件というご説明をいただきました。昨年度から件数が8件増えているということですが、こちらについては何か取扱いが増えた要因等があるのでしょうか。

(千葉総務課長補佐) 単純比較できるものではないですが、総務課においては表彰事務等の整備が増えたことが要因であると思います。

そういった実際の事務手続きをするうえで、個人情報の事務登録が必要なのかその時点で照会があり、新たに登録になっていく部分もあります。

(安部会長) 新規に個人情報の取扱いが必要になって登録されるものと、改めて見直した結果、個人情報を取扱う事務の登録が必要ではないかということで登録されているものがあると理解してよろしいでしょうか。

(千葉総務課長補佐) はい。

(安部会長) ありがとうございます。

(高橋委員) 高齢者の運転免許証自主返納が年々多くなっていると思いますが、自主返納された方の情報を登録されているのですね。

(安部会長) 市民生活総合相談センターで実施されている事業に関してということですね。

(市村総合政策部長) 29年度の新たな自主返納の取組開始に伴って必要になった事務登録ですね。総合戦略の推進に係る住民異動状況分析についても、取組開始に伴って新たに事務登録が必要になったものでございます。

(安部会長) その他ご質問等はいかがでしょうか。

(高橋委員) 例えば保育士の有資格者の就職支援をする際も、個人情報を登録して整備しているのですか。

(千葉総務課長補佐) そうです。対象者を把握するためのものです。

(市村総合政策部長) 申請してきた方の登録を残す、個人情報が記録されるということです。

(高橋委員) はい、ありがとうございます。

(安部会長) 自主返納推進事業の申請をされた方も氏名、性別等々、免許証の返納について記録されるということですね。

(市村総合政策部長) 記録されますね。

(安部会長) その他にはございますか。

(安部会長) 個人情報の開示請求状況について拝見いたしますと、開示請求を受理してから決定までかなり迅速に処理されているようですが、この辺りは開示請求を市民の方がされる時点で、ある程度請求の内容等を整備して担当課に聞き取りをして速やかに決定が出されるような状態ということでしょうか。

(千葉総務課長補佐) 窓口にお越しになって、何が必要なのか、請求されたいのか顔を見ながら話しておりますので、特定がしやすくなり、早く決定を出せていると思います。

(安部会長) 個人情報の開示を希望される方は、基本的に初めは総務課に来られるのですか。

(千葉総務課長補佐) 個人情報の開示請求に限らず行政文書の開示請求の際も、最初に担当課と思われるところに行かれるケースもございます。また、問い合わせもございます。最終的には郵送も含めて総務課において受け付けをしておりますので、総務課にお越しいただいた際は、どのような請求内容か把握し、担当課に確認したうえで、手続きをしている状況です。

(安部会長) 一度総務課の窓口を通過して、ご本人との対応をされて、担当課と確認したうえで請求を受け付けているという流れですね。

(安部会長) その他はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり。)

(安部会長) それでは続きまして「(3) その他」、こちらにつきましては事務局から何かございますでしょうか。

《事務局より、「情報公開制度・個人情報保護制度」(広報はなまき6月1日号原稿)について説明し、6月6日(水)開催の審査会についてご案内》

(安部会長) こちらの広報の原稿については6月1日号ということで、この内容で掲載されるということですね。

(伊藤総務課長) 紙面のスペース上、この資料に示したような3ページに渡るスペースが取れるというわけではなくて、ここに記載したような内容を限りなく盛り込む方向で今担当課と原稿校正している最中でございます。

(安部会長) こちらについては、市民の皆さんに制度の趣旨を知っていただくということもありますので、本日配布の資料にお目通しいただきまして、委員の皆様から何かご意見がありましたらお願いできればと思います。

(岩渕委員) 個人情報保護制度がスタートしてからしばらく経ちますが、まだまだ何かやろうとすれば、特に防災関係で結構過敏に反応される方がいますね。だから知ってもらうことは大事だと思いますね。

(安部会長) 拝見しますと利用状況のほかに個人情報保護法について、紙面の関係もあると思いますが、市民の皆さんにわかりやすく理解していただくような内容の掲載をお考えになっているということによろしいでしょうか。

(伊藤総務課長) 今回トピックスとして、「個人情報であれば何でも保護は誤解です」という箇所については強く打ち出して、誤解を与えたままではよろしくないということで、この部分については紙面をしっかりと確保していただくように現在校正中でございます。自治会名簿ですとか、大規模災害時における取扱いですとか、このとおり掲載していただく方向でスペースのほうを調整させていただいております。

(安部会長) ありがとうございます。

(岩渕委員) 行政区から個人情報の取扱いに関して問題がないか、問い合わせがありますか。

(伊藤総務課長) 防災危機管理課を通じて各自主防災組織のほうから問い合わせがあったため、法務専門監と法の解釈・運用に間違いがないか確認しつつ、基本的に地区の皆さんにはお知らせをしておいたほうが後々の誤解を払拭する一番いい形なので、そのようなお話はさせていただいております。

(岩渕委員) 確かにそれが一番いいですね。分かりました。

(安部会長) 今回の広報の内容は、個人情報保護制度に触れるいい機会になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

(安部会長) それでは議事につきましては以上になります。委員の皆様、議事の進行にご協力いただきまして、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

(伊藤総務課長) そのほか委員の皆様方から何かございますでしょうか。それではこれ

をもちまして花巻市情報公開審査会及び花巻市個人情報保護審査会を閉  
会いたします。どうもありがとうございました。